

総合事業の訪問型サービス又は通所型サービスの報酬の日割り請求の適用について

総合事業の訪問型サービス又は通所型サービスの報酬の日割り請求の適用については、「京都市介護予防・日常生活支援総合事業についての Q & A」でお示ししたところですが、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事由のほか、「利用者との契約」「利用者との契約解除」等が追加されていますので御注意ください。また、事業対象者から要支援認定者（又は要支援認定者から事業対象者）に変更があった場合は、報酬区分が変更になった場合のみ日割り請求を行ってください。

日割り計算用のサービスコードがない加算については、日割りを行う必要はありません。

＜日割り請求の対象事由と起算日＞

下線部…総合事業において追加されている事由

対象サービス	月途中の事由	起算日（※3）	
訪問型サービス 通所型サービス	区分変更（要支援1⇔要支援2）（※2） 区分変更（事業対象者⇔要支援）（※2）	変更日	
	区分変更（要介護→要支援・事業対象者） 事業所の変更（同一サービスのみ）（※1） 事業開始（指定有効期間開始） 事業所指定効力停止の解除	契約日	
	<u>利用者との契約開始</u>	<u>契約日</u>	
	開始 <u>介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、 訪問型サービスの場合）</u> <u>介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、 通所型サービスの場合）</u>	<u>契約解除日の翌日</u>	
	介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日	
	介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日	
	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日	
	終了	区分変更（要支援1⇔要支援2）（※2） 区分変更（事業対象者⇔要支援）（※2）	変更日
		区分変更（要支援・事業対象者→要介護） 事業所の変更（同一サービスのみ）（※1） 事業廃止（指定有効期間満了） 事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		<u>利用者との契約解除</u>	<u>契約解除日</u>
		介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日
		介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）の前日
		介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日

- ※1 利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合、京都市に対しては、月額包括報酬で算定可能です。
- ※2 報酬区分が変更となる場合のみ日割算定の対象となります。
- ※3 終了の起算日は、引き続き月途中から開始事由がある場合についてはその前日です。